

## 富岡市立図書館における公衆無線LAN利用規約

令和4年4月1日

### (規約の目的及び同意)

第1条 本規約は、市民及び施設利用者の利便性の向上を図るために富岡市（以下「市」という。）が整備した無線によるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとします。

2 本規約は、本サービスの利用者（以下「利用者」という。）に適用するものとし、利用者は本規約に同意したものとみなします。

### (サービスの内容)

第2条 本サービスの利用施設（以下「利用施設」という。）は、富岡市立図書館とし、利用場所、利用時間等の運用方法は、市が利用施設の管理者と協議して定めるものとします。

2 本サービスの利用料金は無料とします。ただし、インターネット上の有料サービスは利用者の負担とします。

3 本サービスを利用するための市への申請等は不要とします。

4 本サービスにおいて提供されるサービスは、ギガらく Wi-Fi（東日本電信電話株式会社）となります。

5 本サービスを適切に運営するため、市がアクセスログを取得する場合があります。

### (利用者の責務)

第3条 本サービスを利用するための通信機器（スマートフォン、タブレット端末、パソコン等をいう。以下同じ。）は、利用者が準備するものとします。

2 本サービスを利用するための通信機器の設定及び操作は、利用者が行うものとします。

3 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策は利用者が行うものとします。

4 利用施設の既存電源の使用が認められている場合を除き、通信機器及び付属機器に供給する電源は利用者が準備するものとします。

5 利用施設を利用する他の者の迷惑とならないよう通信機器の音声は消音の上、使用するものとします。

6 その他の利用方法については、利用施設の職員の指示に従うものとします。

### (サービス利用の危険性)

第4条 本サービスは、利用者以外の第三者も利用可能であることから、第三者が通信内容を盗み見る可能性があります。ID、パスワード等の個人情報の通信は、利用者の判断と責任のもとで行ってください。

(禁止行為)

第5条 次に掲げる事項を禁止します。

- (1) 第三者又は市の著作権、プライバシー権その他の権利を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
- (2) 第三者又は市の財産を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
- (3) 前2号に掲げる行為のほか、第三者又は市に不利益もしくは損害を与える行為又は与える恐れのある行為
- (4) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 法令に違反し、又は違反する恐れのある行為及び迷惑行為

(サービスの変更及び中止)

第6条 利用者が本規約に違反した場合は、当該利用者への本サービスの提供を中止するものとします。

2 本サービスは利用者に予告なく変更又は中止することがあります。

(免責)

第7条 次に掲げる事項について、市は一切責任を負いません。

- (1) 通信機器の種類、ソフトウェア、ブラウザ等により本サービスを利用できない場合
- (2) 本サービスに関連した通信機器等の故障及び不具合
- (3) 本サービスの遅滞、変更、中止又は廃止
- (4) 本サービスを通じて得た情報の内容
- (5) 本サービスの利用によって、コンピューターウィルスやスパイウェア等に感染した場合の被害
- (6) 本サービスの利用によって生じたデータの破損及び漏洩又は第三者による不正なアクセス、侵入及び権利侵害
- (7) その他本サービスの利用によって、利用者及び第三者が被った被害

(本規約の変更)

第8条 市は、利用者の承諾を得ることなく、本サービス及び本規約の内容を変更できるものとします。